

すべての同志諸君!

たたかう仲間のみなさん!



火炎弾カタパルト、投てきで火炎ビン攻撃。 次ぎつぎと敵に命中

ふれる武器が機動隊、重機に あるいは投てきされる創意あ せた。またヤグラ上から発射 ブルドーザーに命中、 ポンプ、放水車、 る火炎ビンは、

次ぎつぎに命中した。

つらの新兵器円形ケージをア れでもかなわぬとみるや、 つけ、たおそうとしたり、 つけた大型金網をヤグラにぶ をつづけ、クレーン車に取り 息もつけぬほどの高圧放水 以降、その本性をむき出しに全に混乱におちいった権力は 第一日目の戦闘によって完 にすっぽりとかぶせた上で、 して、殺人攻撃にうって出た。 ームが三十メー ーン車に取りつけ、 -ルもあるク ながらも、

って三日にわたって眠れない が凍え、夜中も続く放水によ だが死守隊戦士は放水で体

殺人攻撃と鉄パイ

をそめたのである。

の殺人的テロをうけながら を最後まで貫徹した。機動隊

う画歴史的な、

比類なき戦闘

数十分間もたたかいぬくと 白兵戦をそれぞれのヤグラで プやかしの棒でわたりあい、

戦旗派の新兵器―火炎弾カタ ヤグラ上に設置されたわが またヤグラから投てきされ 大写しになった。 逃げまどうさまがテレビでも だ。機動隊があわてふためき それらを炎上させ、 動隊、重機に次ぎつぎ命中 げて発射される火炎ビンは、 ルトからすさまじい炎をあ この新兵器の威力は絶大 ル以上も先にいる機 せん滅し

のだ。 兵器はまったく無力となった 権力が唯一たよりとした殺人 い戦闘を貫徹したのである。 とするあらゆる武器で反撃 だが死守隊戦士はこれにた 鬼人もたじろぐすさまじ 火炎放射器をはじめ

的確に放水の クレーン車

炎上さ

のった五~ をし、 的な危機におちいったことに ラー基ずつに高圧放水を集中 恐怖した権力は、 東峰要塞の破壊計画が決定 つかって攻撃を加えるとい ス銃で至近距離から水平うち を破壊しながら、ゴンドラに し、高圧放水によってヤグラ 文字通りの殺人攻撃に手 またトビ口やサス叉を 八名の機動隊がガ ついにヤグ

できなかったのである。 峰要塞に一指も触れることが 第一日目、機動隊はついに東

> けたゴンドラから許せぬこと 弾でわが戦士たちを狙いうち に機動隊が至近距離から催涙 これまたクレーン車にとりつ おこなった。 文字通りの殺人攻撃を



ラという、 形ケージ、 高圧放水車、 会館の破壊を開始した。 三月四日午前六時、 量―殺人機材を総動員し、 るかぎりのあらゆる空前の物 ンス、ヤグラ破壊用のゴンド ユンボ、ブルド から六千五百名の機動隊を動 も事前に自衛隊基地で、破壊 える戦闘の開始だ。 大型クレーン車七台 運輸省・公団は、 およそ考えられう 大型の金属製フェ 高所放水車、 東峰団結 -数十台、 全国 らかにした。 放派、 もって応え、

鎖・除去の通告にたいして火 クビクしながら現れた運輸省 意と、徹底した武装を実現し たたかいぬくという革命的決 坑戦を文字通り生命をかけて 砕された。東峰死守戦―徹底 だがこの権力の意図は、 炎ビンをたたきつけることを 職員の成田治安法の適用 機動隊に守られながらもビ たる戦闘をただちに開始し たわが戦旗派を先頭とした解 を開始したと同時に完全に粉 中核派の死守隊は断固 攻撃

で治安法を粉砕することを明 空前の武装闘争



10月21日権力のど肝を抜く電撃的東峰要塞化勝利

「東峰団結会館を死守するぞ」「強制収用を阻止するぞ」 要塞化に勝利し決意も新たにシュプレヒコール(10・23)

日帝

戦闘として徹底的に貫徹され時間におよぶ歴史的な空前の時間におよぶ歴史的な空前の

治安法適用を許さず完全に勝

二期決戦の勝利のために、

今冬期さらに死力をつくして進撃す

われわれは、この歴史的勝利をさらに前進させ、三里塚闘争

した。

革命的、決死的な徹底坑戦と、これとかたく結合し、心を一つに

した反対同盟―支援連の死力をつくしたたたかいは、三里塚闘

日本階級闘争上における歴史的な大勝利をはっきりと刻印

ぬかれた。わが日本反帝戦線束峰死守隊を先頭とする死守隊の 撃を向うにまわし、実に三日間五十三時間の死守戦がたたか 感動をもってわれわれは高らかにこのことを宣言する。

日帝国家権力へのかぎりない怒りと、おさえきれない階級的

東峰死守戦は歴史的な大勝利をかちとった。

日帝国家暴力を総動員した六千五百の機動隊と、殺人的な攻



ある。 せるというすさまじい決起で 治安法粉砕の声明を発し、

戸動員を実現したのだ。 この闘魂にこたえ、 という決意を明らかにし、

である。このたたかいこそ、 ら総結集したたかいぬいたの 勢力は権力の重包囲を突破 し、決戦の地、三里塚に全国か

その第一は、三日間に的地平と大義である。 死守戦を、 らぬき通し、必ず勝利してみこの決戦中の決戦のなかでつ 固たる決起である。 を一つにしてたたかいぬいた ものこそ、 「農地死守、 間の三里塚闘争の歴史的大義 反対同盟と全三里塚勢力の断 争でたたかいぬくという歴史 もわたさず実力闘争、 この東峰死守戦を実現した 死守隊とともに心 三里塚闘争の一坪 三日間にわたる 実力闘争」を 二十四年 武装闘

をはって現闘本部を守りぬく 反対同盟は十二月三日には して四日からの三日間連日全 そ 体

全三里塚

強奪にたいして、実力闘争で治安法―強制収用という土地 里塚闘争は絶対に勝利するの このたたかいのあるかぎり三 現・継承したたたかいであり 木よねの精神を見ごとに体 たたかいぬくという、あの大

てずにはおかなかったのであ 全人民に階級的感動をかきた う誇りに満ちた戦士の姿は、 車からVサインをおくるとい

反対同盟と支援連に護送

である。 撃にたいする徹底した攻勢性

電撃的に建設した三基のヤグ決意を一気にときはなって、上のおさえにおさえた怒りと ある。 更禁止の仮処分」、そして本年 団結会館にたいする「現状変した日帝の、昨年七月の東峰 ラによって完成した東峰要塞 たかいとして貫徹したことで あることを見すえ、 破産のなかでの危機の表現で これが「九〇年概成」の完全 9・19治安法適用にたいして、 「用地内」 十月二十一日、 攻勢的た 一年以

下に明らかにした。 四十四日間におよぶ武装対

笑止な責任のなすりあいを見 危機を決定的に拡大したので ある(運輸省と千葉県当局の

第二は、治安法―強制収用攻

の死守隊の歴史的な戦闘を中 東峰決戦--東峰死守戦は、

心として大勝利

同時に権力との武装対 決戦の爆発に恐怖 利は、 のものである)。

同時に敵権力内部の混乱と 峙の開始であった。 、治安法の無力性を満天-死守体制の攻勢的たたか

のは、 だ(この発言を真にうけ喜ぶることは全人民々前に明らか のは脱落派や日向一派くらい 攻撃をかけるためのものであ なように、本質は東峰に殺人 であったことをみても明らか 在おちいっているのだ。 テン的な発言、「謝罪」なるも くしては聞けない徹底的にペ あの運輸大臣江藤の、 もっていっそうの危機へと現 って決定的に敗北することを る。そしてこれも死守戦によ 出ざるをえなかったのであ の「封鎖―除去」へと一挙に そうであるがゆえに、 敵は決定的に追いこま 東峰決戦の開始と同日 治安法 怒り

決戦のヘゲモニーを反対同盟 とである。 よって二期決戦―「用地内」 史的地平をつくり出した。 その第一は、木の根死守戦を 四十四日間の武装対峙、 全三里塚勢力がにぎったこ は、二期決戦に勝利する歴、五十三時間の死守戦の勝十四日間の武装対峙、三日 -発展させたたたかいに

勝利するという確信はいっそ 徹底的にたたかうならば必ず 三里塚闘争の歴史がすべて証 によって革命的血路は完全に ううち固められた。東峰決戦 明しているごとく、 きりひらかれたのだ。 東峰決 武装し、

撤去攻撃を粉砕するたたか をさらに強めることである。 結小屋への治安法をもって 、今やたたかいの方向は決戦―死守戦の勝利の は第一に現闘本部― う

鮮明である。

それ

東峰決戦―

逮捕を強行した。このような 死守戦士のうちの二名にも再 同志三名を不当逮捕し、東峰 屋の要塞化―死守戦に恐怖 命的報復と、 る。 第四に、われわれは心からす 暴挙を絶対に許してはならな べてのたたかう諸君に訴え 敵は東峰死守戦への反革 われわれは権力のどう喝 封印破棄罪をもってわが さらなる団結小

の無条件の義務である。 峰死守戦を責任をもって領導 をもって回答する。これが東 守戦を絶対に上回るたたか 権力の報復弾圧には、 ろぐことなどない。 などにいささかたりともたじ たたかいぬいたわれわれ たたかい 東峰死

第五は、きりひらかれた九○ 「大嘗祭」決戦

た。再建を狙う千葉県とのたくろみは、もろくも粉砕され 再建しようなどという敵のも 団結小屋破壊の上に収用委を 用を絶対に阻止することだ。

権力の弾圧はね返し全国から東峰で連日連帯決起

のなかで、 と人民を暴力的に動員しよう 塚闘争を解体し、 来春までに三里塚勢力―三里 進したことである。 皇決戦の勝利へと決定的に前 利の展望のいっそうの現実性 第三は、こうした二期決戦勝 主義をのり越えて、 まいている。 あらゆる日和見 力の殺人攻撃への怒りがうず にわき起こっている。日帝権 かおう」という声が嵐のよう とする敵権力の反革命的意図 決定的地平がつくられた。 かう勢力が飛躍的に拡大する 九〇年三里塚-「大嘗祭」へ

闘争勝利への決定的地平がつ化されている。九○年代階級れ一三里塚勢力は飛躍的に強 は完全に粉砕された。 くられたのだ。 われ

奔流をつくりだしたことで戦かの全人民的共感、決起の第二は、三里塚闘争―二期決 ある。 破口がきりひらかれたのだ。 用を完全に粉砕する革命的突 いっている。治安法―強制収 る。敵はいっそう危機におちてるという確信はわが手にあ 戦のようにたたかえば必ず勝

寄せられている。労働者人民倒的な支持、激励、カンパがから三里塚現地や戦旗社に圧 のなかに「東峰のようにたた 死守戦の開始と同時に、 真にたた 全国

> 団結小屋破壊の上に収用委を 用を絶対に阻止することだ。 第二は、収用委再建―強制収

第二は、

収用委再建-強制収

る運輸省とのたたかいを一 任を千葉県におしつけつづけ ペテンをくりかえし、また責

層

る運輸省とのたたかいを一層任を千葉県におしつけつづけ ペテンをくりかえし、たかい、 江産 ? し

> 全人民の三里塚闘争への階級いくことだ。つくり出された 民のさらなる決起を実現して第三は、そのたたかいに全人 的共感を現地への奔流としよ

たかい、江藤をはじめとしてた。再建を狙う千葉県とのたちみは、もろくも粉砕されている。

12・17現地闘争に総力決起、砕しよう。

る。

治安法攻撃を最後的に粉

たたかいをやりぬくことであ

そして五戦士を奪還する

の一坪用地を奪還するたたか また東峰団結会館と反対同盟

ら呼びかける。 かいに総決起することを心か かる不当弾圧を粉砕するたた すべてのたたかう仲間が、

年決戦への勝利の突破口をさ らにおし広げ、 へと進撃してゆくことであ

江藤をはじめとして



阻止戦を容易に突破し進撃。 道路から東峰に突入、 6時 駐機場にバス デモ隊に襲いかかり 部隊、開拓 公団の

告。団結会館西側の電線をは法による「使用禁止命令」通

に接近。

9 時 20 分

青年行動

基 (B,

Ç

D) に成田治安

展開開始、

大看板前で連帯行

クレーン車三台団結会館

9 時頃

新ヤグラ三

12 5

5 時30 分

支援連部隊

炸烈させ、

勝利を確認。

を封鎖。 十台で機動隊入る。決戦街道

支援連、

県道沿

ヤグラ(A)に「封鎖」通告。 ルトで火炎ビンを発射し死 ブルド 放水車を

名

県道か

3 ||・24 東峰団結会館南西の駐 23 <u>車</u>台(大型鋼板約百枚入れる。 ルドーザー 入。 機場②に放水用タンク五基設 5 時45 分 5時30分 これまでに高所用放水 駐機場①にクレーン搬 装甲ユンボニ台、 団結街道をデモ。 配備、重機移動用

戦旗派部隊

も。

に命中、炎上。反対同盟、支る。火炎ビンが放水用ポンプ

接近の準備。五メー んでいたフェンスをはずし、

トル×十

事進まず。

トに次々火炎ビンを直撃。

工

-ン、ブルドーザ-

ネック

ルの金網を組み始め

る。

レーン、アン・で整地作業開始。死守隊、クで整地作業開始。死守隊、ク

駐機場②を

機動隊の阻止戦にくいさが

ら団結会館へ接近しようと、

会田芳枝さん、県道か

援連が現闘本部前で集会後デ

分」通告 17時30分

火炎ビン

に成田治安法「封鎖・除去処15時 新ヤグラ三基

背景に、東峰団結会館と既設 前の監視塔に運輸省職員が入6時50分 団結会館

守を宣言。 パルトで火炎ビンを発射し死死守隊戦闘開始。火炎弾カタ 7時「除去処分」 0

と火炎ビン。運輸省、 通告。朝もやを切り裂く投石

> 機場②にプレハブ四棟を搬張、放水用タンクを設置。駐西側の駐機場③へゆく道を拡 弾劾の記者会見。同時に反対同盟、 罪」により令状逮捕される。 ル四方の駐機場新設 したシュプレヒコー たシュプレヒコール開始。の立看板前で死守戦に結合 駐機場③の北に十メー 市東氏宅前で「封印破棄 11時50分 二時 戦旗派同志一 現闘本部で 団結会館 たる実力弾劾行動 川 時

阻止線に肉薄、二時間余にわ盟十数名、東峰神社前に集合。隊、婦人行動隊中心に反対同 をクレーンでつり、 接近、棒で突くが、死守隊同ンでつりあげられヤグラDに 名が乗ったゴンドラがクレ 旗ザオで撃退。 9時45分 機動隊四 円筒形ケー ヤグラ

死守隊、火炎ビン、鉄パイプA・B・Dにかぶせはじめる。 などで激しく応戦。

port at Narita Tuesday. 海外でも大反響

水攻撃、 グラCのケージをはず 連帯行動の場に不当逮捕され17時15分 支援連の ゴンドラで接近。 ゴンドラ、

ルをあげ、 16 時 35 分 機動隊、

戦士の死闘 枚の県道側ネットもおろし、

のケー

-ジとり放水集中。 17時55分 ヤグラD

同志、 ラ、 ンドラ撤退。破壊攻撃を粉砕 ラ、ヤグラAに接近。死守隊機動隊四名を乗せたゴンド ヤグラAの円筒形ケージをは 火炎放射器で撃退。 放水の十字砲火。その ジはヤグラC^ 時 40 分 耐火服の ゴ

のケー

17 時 58 分

ヤグラB

日の作業を断念

18時すぎ -ジもとる。

権力、この

底抗戦の同志に無差別テロを 景にヤグラになだれこむ。 から集中させ、高圧放水を背 グラAに再接近。死守隊同志、 火炎放射器をかまえて対峙。 放水機を取りつけてヤ 催涙弾と放水を至近 四人乗りゴン 徹 12 6

法を弾劾するシュプレヒコー 同志、連行されながらも治安 ラにひきずりこみ不当逮捕。 グラAの死守隊同志をゴンド 人民を鼓舞する。 ヤ

15時9分

ヤ

ヤグラB、

Dにかぶせる。

7 時 04 分

いっせい

攻撃とともに放水開始。

6 時07 分

ジを

6 時 05 分

死守隊の

Riot police, using water cannons and cranes with cages, try to drag down radical anti-airport protesters from towers built to block expansion work on the New Tokyo International Air-

> 機動隊に命中。 から鉄筋投てき。 ·時10 分 ゴンドラの ヤグラD ヤグラC

死守戦士徹底

撤退。 放 抗戦。 に機動隊突入。死輩 7 時 1 6分 始。 ゴンドラがヤグラCに接近開 に機動隊五人を乗せた強襲用 放水(7時20分まで)と同時

の死守隊不当逮捕 7 時 19 分 ヤグラC

っていると報告入る。
た戦士が完黙非転向でたたか 17時10分 ヤグラC 8 B 1 分 8 時30 分

平撃ちを集中。

- 枚おろされる。 13時50分 県道

県道側ネ

続いてもう一

3

ベルでヤグラAを破壊。

17 時 50 分

パワ

殺人的高圧放水、

ガス弾の水

ゴンドラ、 ラDに接近。 9 時 9 分 放水しながらヤグ 四人乗り

炎ビンで迎え撃つ。 の死守隊同志、

る白兵戦。 死守隊、 ンドラからヤグラDに突入。 機動隊と20分にわた

放水で破壊されたヤグラ

18時30分頃

死守戦

グラDの死守隊同志二名を不

を振ってこたえる。

4 時45分

ゴンドラ付

部隊のシュプレヒコールに旗 を補修し翌日に備える。

外の

で)。 10時35分 ヤグラB

白兵戦。 ヤグラBを挟みうち。死守隊、

時17分

原事務局長「砦内外つらぬく の立て看板前で勝利集会。 すばらしいたたかいに勝利」

水集中 (9時21分まで)。 のケージはずしにかかる。 強襲用 ラ 放 D

ンドラ、 ヤグラDの上空に。

9 時 14 分 ゴンドラを火 分 ヤグラD

9時21分 機動隊、 ゴ

9 明 3 1 機動隊、 ャ

ンドラと四人のりゴンドラで 時日分 強襲用

11時36分 市東氏畑グラBの死守隊不当逮捕。 ャ

と勝利宣言。

去のための準備工事にはいら大型ブルドーザー搬入、撤 ら大型ブルド 7 時 30 分

ドキュメント

20

敵権力、脱落派ワンパ

へ移動。

ンクを市東氏宅前の駐機場①

東峰十字路の放水用タ

事開始、空堀埋める。

ック出荷場西側で砂利敷き工

隊の平山ひでさん、 婦人行動 小林なつ

水車に機動隊二名搭乗し、12時24分 高所田 側から動き始める。

12 時 30 分

高所用 西放

炎弾カタパルトで撃退。水車で放水開始。死守隊、 トをクレーンでつり、北側1時20分 金属製ネ 火 放

力による土地と家屋の強奪に ちあがった農地死守の闘いで 対して、総ぐるみ、実力で立 三里塚とは、不当な国家暴

まで追いこむ。

一九八九年十二月六日

工事は絶対に阻止し空港廃港

東峰団結会館の除去・破壊を許すな

車数台、様々な殺人的重機、

争」の闘争原則を貫く。二期絶対反対」「農地死守・実力闘 「一切の話し合い拒否・空港 使することなのだ。反対同盟 放水車を使い、国家暴力を行 動隊を動員し、大型クレーン合い」とは、六五○○名の機 る。しかし運輸大臣の「話し と陳謝した」と伝えられてい の話し合いは不十分であった はこれを絶対に許さない。 運輸大臣・江藤は「農民と 挺してこれを守りぬく。 することを宣言する。 安法をエスカレーションし敷 ぬく決意である。 まで農地を死守し、 木の根育苗ハウスにまで封 地内にある天神峰現闘本部、 全国の闘う人々、

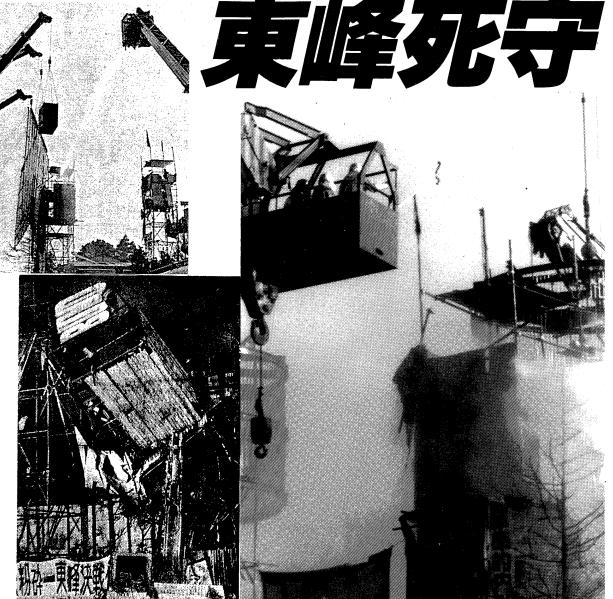
盟に加えられたものである。

争のための集まりの唯一の場同盟が建てた建物である。闘け天神峰の現闘本部は、反対 境破壊と闘う人々とも連帯しと連帯し、さらに反原発、環 葉をはじめとする闘う労働者 ストライキに決起した動労千 体、農民、そして十二月五日 って反対同盟闘争拠点を守り 闘いをひきつぎ、最後の最後 同盟は、英雄的な砦五戦士の である。反対同盟自らの身を て反対同盟は体をはって死守 鎖・撤去攻撃を行おうとして いる。今後のこの攻撃に対し 三里塚闘争は必ず勝利す 実力をも とりわ 反対

反対同盟は一体である。くして闘いぬいた。砦戦士と 精神を自ら体現し、 死力を尽 **砦戦士は、反対同盟にこの** 今、運輸省・公団は成田治

■弾劾声明 反対同盟 国家権力の暴力はわが反対同 会館は反対同盟農民が所有 を推し進めてきた。東峰団結 戦士への、殺人的暴行を三里に対する破壊攻撃と砦死守隊 警察・機動隊の東峰団結会館 ある。砦と戦士に加えられたし、管理している団結小屋で 農地を強奪して成田空港建設 農民の生活を破壊し、暴力で 港閣議決定から二十四年間 国家権力は一九六六年成田空 怒りをこめて徹底弾劾する。 塚芝山連合空港反対同盟は、 国家権力、運輸省・公団と 殺人的暴行を三里

権力は特殊部隊にサス叉、トビ口を使用させた



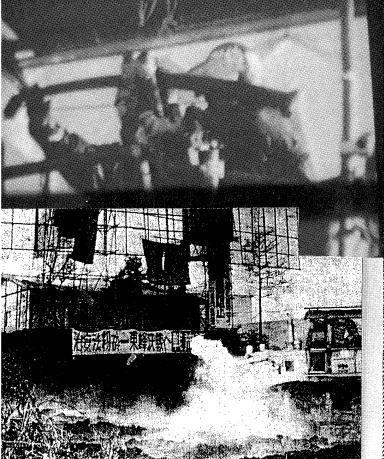




放水は夜中も

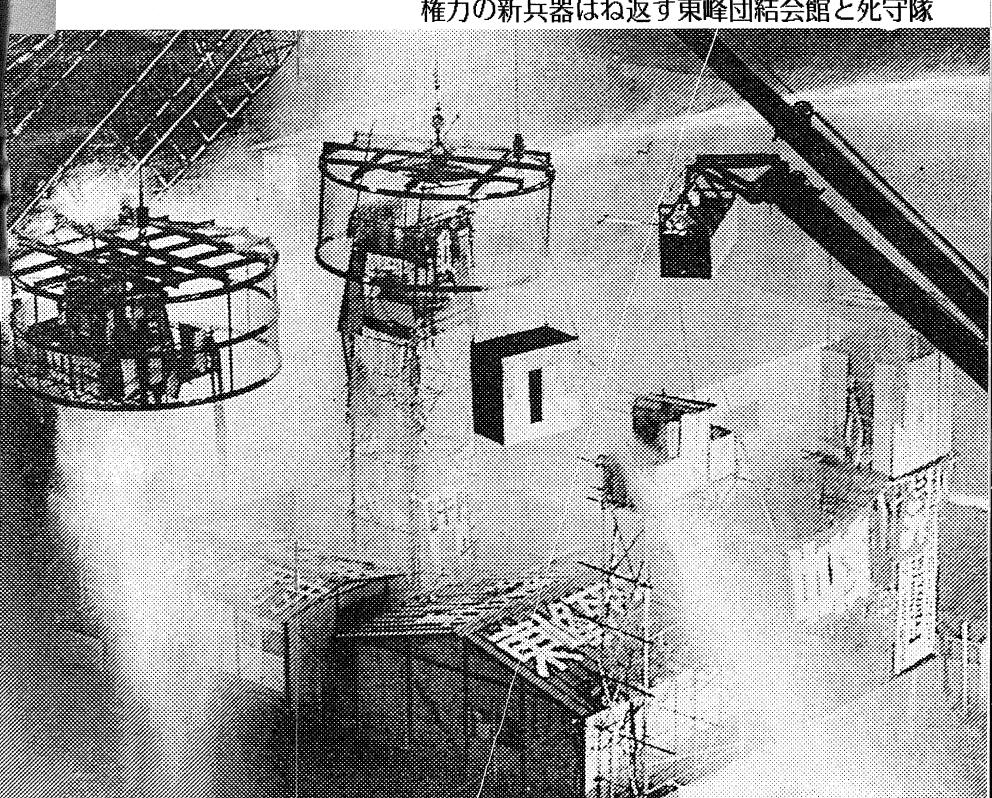
53時間ひるがえり続けた戦旗

フライングドラゴン発射



東順好等地立く報!!

権力の新兵器はね返す東峰団結会館と死守隊



よねのたたか

封鎖、除去処分の強権は発動で のみを使用禁止としたのみで、 の根団結砦、横堀要塞の三ヵ うであるがゆえに日帝は七八 うるほどのしろものである。そ 立法である。これは法文を一読 をも完全にいつ脱した超反動 法であり、 治安法)は文字通りの治安弾圧 保に関する緊急措置法」(成田 せた「新東京国際空港の安全確 によって恐怖にかられた日帝 えなかった。 るだけでだれでも確認でき 七九年に岩山団結小屋、 か十六日で強行成立さ ブルジョア的法体系 止決戦の爆発

有権の侵奪を強行し としてついに除去処分を発動 法によらない土地強奪を目的 死守戦の爆発に対し、 しかし日帝は八七年木の根 砦を破壊-計十ヵ所の使用禁止処分 二期プランの大破産状況 越えて土地強奪 しつくすと同時に した。そして 土地収用

前に、 の唯一の延命の道なのだ。成田る、これが危機にひんした日帝 ということだ。「大嘗祭」決戦を 滅戦に日帝の側が踏みこんだ 天皇制への人民の屈服を強制 枠を踏みこえて三里塚闘争壊 せんと、もはや従来の法秩序の である。「域内平和」構築にかけ、 日帝の危機の深まりは決定的 をいっきょにかけてきたのだ。 内乱拠点三里塚を壊滅す

を直接見ることにより成田治ここではその成立過程と法文 ことをもって、支援と反対同盟 安法の政治的本質を暴露して 恐るべき強行突破策に日帝の のたたかいを組織していこう。 法の本質を徹底的に暴露しぬ 側は踏みこんだのだ。成田治安 を分断し、土地収用法により反 き、全人民的な成田治安法粉砕 対同盟をたたき出そうとする

治安法の全面発動はその突破 口として位置づけられている。 「用地内」三大拠点を解体する をはかるととともに、管制塔をた長期警備体制の一層の強化 八日福田は政府声明で「政府は、 全般的検討に踏みこんだ。二十ルジョア法による闘争圧殺の 尾反動的な法律であるとい をとることとし、 この極左暴力集団の徹底的検 闘争解体のみを狙った徹頭徹 挙・取締りのため断固たる措置 は三里塚を最大の治安問題と におちいった。政府 = 自民党 大打撃を受け、 にあざやかに示されている。 ことだ。それは法律の成立過程 はじめ空港を不法な暴力か により開港を粉砕された日帝 八年3・26開港阻止決戦の爆発 いことは、 警備当局の警備強化と、 国家的威信すら失うほどの 確認しなければならな 成田治安法は三里塚 一気に政治危機 開港後を含む 5

人戦背景に た治安法

無理があり、団結小屋わたって行われたが、 の方針が確定した。そもそも団とする「成田新法」の強行成立 訴法差し押え、民事訴訟法等に 始めた。特に団結小屋撤去に重適用などが本格的に検討され 法の検討はもとより 以後この声明の延長に成田新 港施設の整備を図る等各般に完全に防護するために更に空 結小屋撤去以外にも「新法」の わたる抜本的対策を強力に押 が建築基準法、土地収用法、刑 点を置いて現行法の洗い出し し進める決意である」と表明 破防法、騒じょう罪 団結小屋撤去を柱 機動隊の いずれも

限定せず原発などにも適用で 禁止まで含める計画や成田に 枠内に成田周辺の集会、デモの きるようにする計画などが

の立法化の必要性から見送ら んだのだ。 二十八日「議員立法」として国 れ、団結小屋撤去一本に絞りこ しかも、「成田新法」は、

」であったのだ。 は成田治安法は不可欠の法律 な支助左をごうっこでにあたってはあまりにも露骨にあたってはあまりにも露骨 た日帝の危機突破と政治的威 させた。3・26開港を阻止されのようにして法案を強行成立 を張り、 政府は「反過激派キャンペーン 社会党、日共は反対に立ったが、 な反動立法であったがゆえに にも満たないといった異例の 日間、しかも実質審議は十時間 議院本会議を経て、 本会議を通過、五月十二日に参会に提出され、五月九日衆議院。 いかにも国民的課題か わずか十六

るのだ。 に匹敵する恐るべき法律であ 動性である。憲法違反はもとよ いのは、その法文それ自体の反 次に確認しなければならな まさに戦前の治安弾圧諸法

等を行い、または行うおそれが 義的破壊活動等」の規定がそも 里塚闘争をたたかうすべての 認定することにはなっている 定である。法律上、 項で規定しているのだ。「行う あると認められる者」と二条二 になってしまうのだ。「暴力主人民が「暴力主義的破壊活動者」 らして、彼らの目から見れば三 警察 = 治安当局なのであるか まさに予防拘禁そのものの規 おそれがあると認められる者」。 そも無定限なうえ、暴力主義的 実際に資料を提供するのは 運輸大臣が

らかだ。 といったものである。かの破防 活動を行う明らかなおそれ の活動として暴力主義的破壊 たは反復して将来さらに団 法でさえ、「当該団体が継続ま トラ反動立法であることが 破防法すら飛び越える超ウ ることを見ても、成田治安法は よりは厳格な規定を行って 理由があるとき」と成田治安法 あると認めるに足りる十分な

域」が規定されている。 そして二条三項では「規制区

民主主義的体裁すら 捨てた条文

第一条(目的)では「…当分 具体的に見ていこう。 新東京国際空港若しくは 又は

の設置、 に限っていることだが、「空港作物の使用禁止等の行政処分 空の安全に資することを目的 京国際空港及びその機能に関 特別立法であるということ、工 的なのは成田空港に限定した とする」とうたっている。 安全の確保を図るとともに、 航 連する施設の設置及び管理の 止等の措置を定め、 に供される工作物の使用の禁 を防止するため、その活動の用 妨害する暴力主義的破壊活動 周辺における航空機の航行を 新東京国際空港若しくはその その機能に関連する施設の設 「目的」のため「暴力主義的破 航空の安全の確保」の もって新東 特徴

主義的破壞活動等」「暴力主義

第二条は (定義等) で「暴力

的破壊活動者」「規制区域」の定

財産権 (憲法二九条第一項) の る 明記するのは当然のことであ 理由」を何人にも納得する形で 制限をともなう以上、「正当な 用の禁止」は憲法で保障された

から、 は現行刑法の領域なのである されていないのだ。 の安全の確保」は現行航空法 がこの「目的」にはなんら明記 記されていなければならな 「暴力主義的破壊活動の防止」 そもそも「空港の設置、航空 それで不十分な事由が明

空保安施設」「若しくは新東京 空機の離陸若しくは着陸の安 全を確保するために必要な航 は新東京国際空港における航 力主義的破壊活動等」の規定と して「新東京国際空港」 「若しく 義を行っている。 すなわち二条第一項では「暴

おける航空機の航行を妨害す国際空港若しくはその周辺に 定めるもの」の「設置若しくは 国際空港の機能を確保するた 管理を阻害し」「または新東京 めに必要な施設のうち政令で 圧規定である。

ない根本的な問題がある。団結果関係がなんら説明されてい

壊活動」 を 「防止」 することと

「工作物の使用の禁止等」の因

小屋の撤去により反対運動を

等」でくくり、弾圧の対象にし する人民のありとあらゆるた 限な規定は、三里塚空港に反対 犯罪まで含めるなどこの無定 たかいを「暴力主義的破壊活動 ようとする史上まれに見る弾 為等の処罰に関する法律、人質律、航空の危険を生じさせる行 的破壊活動等」に該当するとい 対する目的で上記の犯罪の る。 する法律、 による強要行為等の処罰に関 等の処罰に関する法律、 有線電気通信法、航空機の強取 業務妨害、建造物損壊、器物損 凶器準備集合、逮捕監禁、威力 かい規定がなされている。刑法 つでも犯すこと」 んの使用等の処罰に関する法 職務強要、 だけで二十項目(公務執行妨害、 をすること」とし、 住居侵入や器物損壊など軽 簡単に言えば「成田空港に反 「次の各号に掲げる行為の一 消防法、電波法、航空法 等)その他、爆発物取締罰 浄水汚穢、 非現住建造物放火、住居侵 暴力行為等処罰に関する法 計三十六項目にも及ぶ細 以上が列記されてい 騒擾、現住建造物放 水道毒物混入、 が「暴力主義 一から十 火炎び

うことだ。

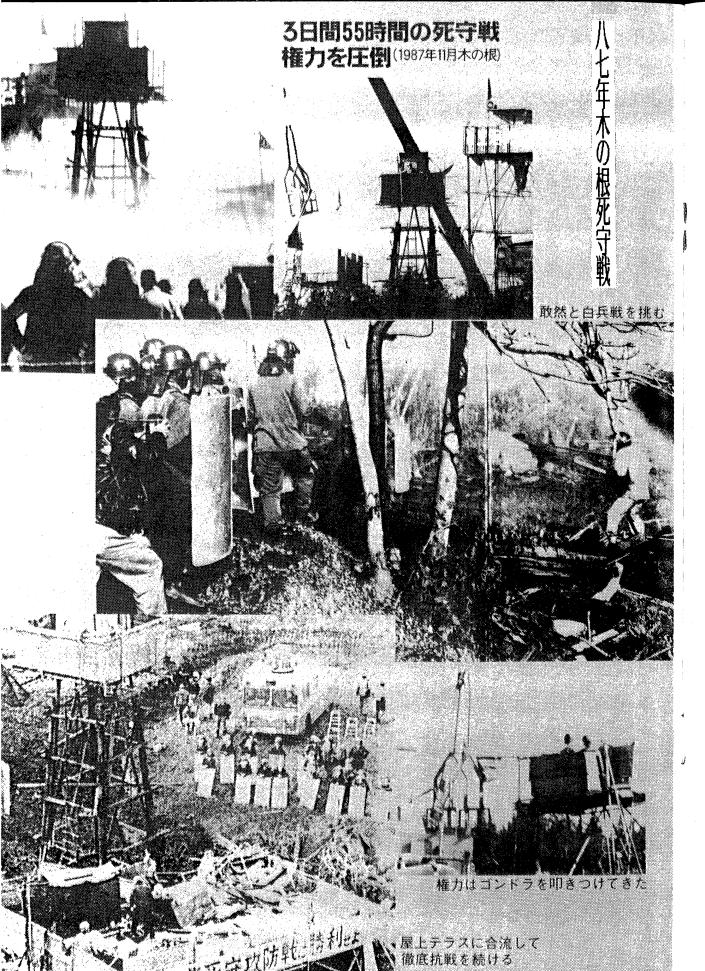
者」とは「暴力主義的破壊活動 しかも「暴力主義的破壊活動

当局のみであり、その考えをそ 鎮圧できると考えるのは治安

のままブルジョア法に適用で



ち本法が区域限定法であるの



当該工 る。 う権利などないのは当然であ さないで「おそれ」だけで適用 者の用」に「供されるおそれ の適用は第一号の適用である。 三者機関」に裁決権を与えてい 可を得て執行官などが行うの 長ごときが財産権の剝奪を行 されている。 っさい運輸大臣が行うと規定 を下したのだ。第三条によると なんらいっさいの理由も明 ある」と運輸大臣が認めたのだ。 民主主義的な欺まんがほどこ 限についての認定は「公安審査 る。破防法ですら団体活動の制 ですら収用委員会」という「第 が常識なのである。土地収用法 の強制処分は裁判所の令状、 規定である。第二項には「当該用できるという、いいかげんな 安法は民主主義的よそおいの されているというのに、 悪法ですら一応はブルジョア 行うことになっている。 委員会」という第三者機関」 「多数の暴力主義的破壊活動 とができる」となっている。 命令を伝達できないとき」は 知できないとき」「または当該 禁止を命じられるべき者を確 た「供されるおそれ」だけで適 かけらもない。しかも、 「工作物の禁止等」の規定はい 「公告によってこれを行うこ とされている。ちなみに今回 ブルジョア法でさえ行政上 だが本来一省庁の

権と、

関係者に対して「質問」

は進むのではない。運輸大臣の

場合には保管しておかなけれ

物件が所有者に返還できな

から除去処分と段階的にこと

除去処分を強行できるのだ。 判断しだいで封鎖処分をへず

ま

過ぎても返還できないときは ばならない」そして「六ヵ月を

処分が発動できるのではない。

のだ。

「犯罪行為」をしたから除去

国に所有権が移行する」という

止命令時の職員の強制立入り

第三項から第五項までは、

もありえない話である。 きないなどとはだれが考えて

してもらいたいのは、封鎖処分輸大臣の判断だけである。注意

封鎖処分

定している。

つまり「除去した

は権力による建物の強奪を規

第十一項から第十五項まで

どこにもない!

あるのは運

線引きはどこにあるのか?

とができる」とされている。 現場にある者を撤去させるこ 要があると認めるときは、その じようとする場合において必

もかかわらず、

運輸省が「所有

₹,

使用禁止処分と除去処分の

管理者、占有者」を特定で

として住民を特定しているに

用禁止命令と封鎖処分の線引

八項」(除去処分)

「の措置を講

そして第十項では「運輸大臣

第六項(封鎖処分)「又は第

けられており、

裁判所が債務者

パイプライ

活動者による妨害の用」 まりその住民が特定できなく

作物の現在または既往の使用

周辺の状況その他諸般の

満ち満ちて余りある。 も闘争拠点を破壊する意図に ることができる」。何がなんで

つまりだ

ている場合においては、当該工 同項各号に掲げる用に供され

又は供されるおそれ

る爆発物、 破壊活動者の集合の用」 第三項は「新東京国際空港又たは保管の場所の用」 号までを規定している。 第三項は

航行に対する暴力主義的破壊 はその周辺における航空機の 作物の所有者、 動等に使用され、または使用さ ことができる」とし一号から三 ことを禁止することを命ずる 当該工作物をその用に供する 有者に対して、期限を付して、 れるおそれがあると認められ 第二号は「暴力主義的破壊活 号は「多数の暴力主義的 火炎びん等の製造ま 管理者または占

成田治

各号に掲げる用に供されてい 物が当該命令に違反して同項 第一項の禁止命令に係る工作

発動できるのだ。

「認定」しただけで除去処分が 「おそれ」があると運輸大臣が

では「運輸大臣は」「権限の行使」

そして第三条の最後十六項

につき「要件の事実につき」 「関

ると認めるときは、

当該工作物

第六項」(封鎖処分)「又は前項」

さらに第九項「運輸大臣は、

係行政機関に対し、必要な資料

(除去処分)「の措置を講じよ

またま

供させないために必要な措置 について封鎖その他その用に

うとするときは、

必要な限度に

おいて、これらの項の工作物の

当局のことである。

「運輸大臣

この「関係行政機関」とは治安 めるものとする」とされている。 の提供および意見の提出を求

ることができる」とされ 続いて第八項「運輸大

ている。

臣は、第一項の禁止命令に係る

物及び土地以外の物件及び土所在する土地並びに当該工作

治安法を発動せよ」という意味 は国家公安委員長と連携して

るがゆえの規定である。 である。まさに「治安法」であ

地を使用し、除去その他の処分 をし、またはその使用を制限す

工作物が当該命令に違反して

天下の

そして第六項は「運輸大臣は、

が

(第九条)

に答えないと処罰されるのだ もこの立入りを拒否し、「質問」 をする権限を定めている。

されている。

工作物が次の各号に掲げる用その他の工作物について、その 規制区域内に所在する建築物 のだ。成田治安法の条文はたっ 百四十六条をも駆使している 未聞である(土地収用法ですら、 権を制限する部分をたった十 成田治安法の心臓部であり、 禁止等)を見てみよう。 た九条しかない!)。 六項しか設けてないなど前代 ら封鎖、除去の処分について記 から第十六項まで使用禁止か も反動的な条項である。第一項 まず第一項では「運輸大臣は、 次に第三条(工作物の使用 作物について、 そもそも基本的人 ルの線までの ルの範囲内 ここが 、治安法 成り立ってしまう。 なれ があると認めるときは、

保するために必要な施設のうは新東京国際空港の機能を確 に必要な航空保安施設」「また は着陸の安全を確保するため 範囲内の区域及びその範囲の で政令で定める区域」と規定し ち第一項の政令で定めるもの」 における航空機の離陸若しく 区域」そして「新東京国際空港 「から三千メー 暗黒の戦時体制 つまりは空港周辺、 制区域ができてしまうのだ。

でこの規定が必要になるわけ まず「新東京国際空港の 命の拠点としての機能を空港に隠されているのだ。侵略反革る意図がこの「三千メートル」 で含めればいたるところに規 ンはもとよりボルタックスま 周辺の無人化、軍需産業基地と べての闘争拠点を潰そうとす かにも好都合な法文ではない して画策する日帝にとってい 「空港施設」にも適用されると ばいくらでも拡大解釈が しかも空港本体のみならず

有者、管理者および占有者殿」 よいといっているのだ。今回の相手に通じるからそれだけで ても「公告」の看板を立てれば 定されていない。そもそもわが 裁の現状変更禁止仮処分がか 東峰団結会館には昨年千葉地 「公告」も「下記の工作物の所 なんら人物で特 を除去することができる」。使られるときに限り、当該工作物 が著しいと認められ、かつ、他破壊活動等にかかわるおそれ 状況から判断して、 るため特に必要があると認め できないと認められるときで 命令の履行を確保することが の手段によっては同項の禁止 あって、第一条の目的を達成す 暴力主義的

となっており、

側三千

と言っているのだ。闘争拠点を周辺の建物まで破壊していい」 つぶすためなら何をやっても よいと法律で保証しているの 「団結小屋の破壊のためなら

強制収用は戦争動員攻撃だ

土地収用法によって、

知事又は建設大臣が、

事業認

代収用委員の多くは、土建会社の社長や県の役人が

収用委員会の実態を見てみると、千葉県の歴

うな委員に公正な審理・裁決などできようはずもな 天下ってその顧問になっている人物である。そのよ

人民の権利と財産を強奪する土地収用法 土地収用法なるものは、

「公共の利益」の名の下に、

の私有財産を有無を言わせず強奪し、 一言でいえば国家権力が 人民の土地・家屋など 人民を叩き出 あり、 で「強制収用」の斧をふりかざしながらのどう喝で るが、 いる。 てしまうのである。手続きや審理はその後で行われ 定(強制収用できる事業として決定すること)を行っ 事業認定後の「話し合い」というのは、片手 全くのペテン以外のなにものでもない。 事業認定した以上、強制収用は前提となって

日帝ブルジョ 反人民法 土地収用法の本質 すための法律である。

的に明文化したのが土地収用法である。 ブルジョア的生産様式の基礎をなす私的所有を部分 ら日帝ブルジョアジーが土地収用法を発動する時、 や権利(土地)を強奪しても良いということを法制 アジーが、 国策の前には人民の生活 しかしなが ことは原則的にはできないのだ。 定それ自体(強制収用そのものの良し悪し)を問う 述べることができるが、その内容は限られ、 渡し裁決を行う。ここで初めて、 補償の方法、金額について審理が 人(土地を借りている人や住んでいる人)は意見を 「事業認定」後に収用委員会において、手続きや Ļ 土地所有者と関係 収用裁決、 事業認 明け

国家暴力を 〈収用委員会〉

あり当然のことなのだ。

が実力闘争でこれを打ち破るのはまったくの正義で

らゆる面で徹頭徹尾理不尽な反人民法であり、

体にすでにに矛盾があるのだ。収用法そのものはあ

んがためのいちぢくの葉にすぎない。手続きそれ自

裁決という手続きはブルジョア法的抵抗権を否定せ

はその申し立てを棄却するだけだ。

事業認定

収用

設大臣に対して行うと決められているが、 る。事業認定そのものについての不服申し 申し立て及び訴訟が決められている。

形式的には、

事業認定や収用裁決に対して、

(裁判) の対象となるのは、

補償についてのみであ

し立ては建 建設大臣

しかし、

訴訟

を明らかにしている。 ますところなく、 機をつきつけられてしまう。三里塚闘争の歴史はあ の全人民的質を獲得した場合、 の徹底非妥協の闘いが、政治闘争、 故にプロレタリア人民の激しい抵抗を生みだし、 配の本質がむきだしになるのである。 盾にブルジョア利害を人民に強制するという階級支 的にブルジョアジー自ら否定しながら、 収用法に対する人民の闘いの勝利 日帝は階級支配の危 反帝闘争として そうであるが そ まえるのである。 土地所有者・関係人・起業者を問わず退場させてし な審理の進行を妨げる者」と判断すれば、 れている。その会長は指揮権を行使して、 害される虞れのあるときその他公益上の必要がある いて意見・申立・審問を制限できる。また、 収用委員会が、 知事の管轄下にあって単なる行政委員会にすぎな 公開審理の原則も「審理の公正が 裁判所と同等以上の権限を与えら 傍聴人• 審理にお 「公正

えである。

判所で法的な抵抗権が保障されているのがあたりま 定して収用委員会に一方的ともいう強権を保障して ブルジョア法体系においても重大な問題であり、 〈事業認定と収用裁決〉 私的所有を制限する(土地を奪う)ということは、 こうした手続きを全く無視して 裁 裁決の会議は非公開とされている。 は絶対ともいえる権限を付与している。しかも収用 いるのだ。 と認めるとき」は非公開にできるなど収用委員会に 人民の抵抗を想

本日、われわれは東峰死守体

本反帝戦線東峰

こそ、 二期攻撃・強制収用攻撃を確実 制に突入した。 帝の悪らつな攻撃への踏みこみで 非難されるほど二期の展望はな のどしてきた。日帝の九〇年二期 住民運動とのきずなを強力なも 再建阻止に完全勝利し、全国の てきている。全県行動、 にうち破り、 成田治安法・使用禁止命令発動 中軸とした全国の反天皇闘争 いつめられている。さらに九〇年 ている。ブルジョアジー内部からも ンペーンをおし進め、 を一大課題にすえている。 祭」に向けた三里塚闘争の解体 高揚を恐れ、 く、運輸省・空港公団は完全に追 「概成」の野望は完全に破産 「大嘗祭」を前にして、三里塚を 本八九年反対同盟は、 土壇場に追いつめられた日 一大前進をかちとっ 警察権力は「大嘗 九月収用委 全国キャ 日帝の 9

> 里塚闘争の解体のみを目的とす 拠点成田空港建設を強行し、 体の攻撃である。侵略反革命の

るものである。日本階級闘争の最

強制収用攻撃と成田治安法攻撃 りひらいてきたのだ。農地に対す 的たたかいを、そのようにしてき 同盟は常に日本階級闘争の歴史

> 闘争に勝利してきた。 八〇年 守戦をはじめとする数々の武装 点として、10・20戦闘、木の根死

し烈な階級激突戦の時

八〇

をもっての団結小屋破壊とは

立ち、武器をとって人民の意志を

闘争に参加してきたのだ。

体現する。われわれ共産主義者

そして、

われわれは東峰を拠

しない。

われわれは人民の先頭に

判するに止まることをよしとは 動するのに対して、声を荒げて批

この攻撃は、

日本労働者階級総

大最良の拠点・三里塚に対す

側からの攻勢としてきりひらいて 九〇年代日本階級闘争を人民の 年代のたたかいの地平のうえに、 会館そのものを武器とし、 われわれは、この要塞-東峰団結 代をきりひらいてきたのだ。今、

われわれは東峰にお

武装対峙へともちこんできた 撃の激化する一九八三年七月、 「二期予定地」のど真ん中に、 対同盟の総力で電撃的に建設し 東峰団結会館は、二期着工攻



動者、学生がここに集い、三里塚動者、学生がここに集い、三里の労争を、にないぬいてきた。全国の労

力を行使する。 は、われわれはまったく正当な暴 意志をさまたげるものに対して んな制約をも突破する。 われわれは日帝国家権力のど

義の二十四年である。この八九

日帝は全体重をかけて三里

塚闘争鎮圧に踏みこんだのであ

拳の二十四年であり、

人民の正

る。三里塚二十四年は、日帝の暴

を、

四年の地平をがっちりと受けつ

大木よね精神を、9・1戦闘 われとわが身をもって再現

三里塚闘争の真の勝利をつかみ

は実力で「用地内」を守りぬき、 く。この戦闘を通して、われわれ た日帝の野望を粉々にうちくだ

とるのか

この悪法適用を断固拒 れ東峰団結会館・東峰死守隊は 体に対する暴挙である。

絶する。

嘗祭」

天皇制ファシズムに向け

て二期攻撃をたたきつぶし、

われわれは、

三里塚闘争二十

のすべてをもって階級激突戦に突 われわれは三里塚二十四年 である。 発動する死守戦こそ人民の怒り が人民の意志であり この要塞の骨組みの一本一本

反 らぬく。 なく、 われわれは絶対に屈すること 断固として徹底抗戦をつ

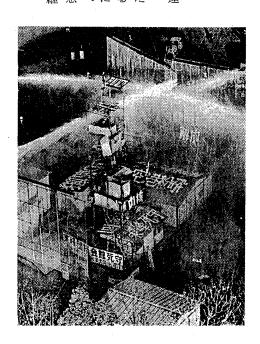
日本反帝戦線東峰死守隊一九八九年十月二十二日

撃の本質をはっきりと見すえ、重 帝の団結小屋破壊策動を制し 完璧な戦闘体制に突入した。 われわれ死守隊は断固武装して の要塞を組みあげたのだ。同時に 時間にして東峰団結会館に不 撃的勝利をつかみとった。 塞化に踏みきった。 われわれは電 大な決意をもって10・21東峰要 われわれは、この敵・日帝の攻

われわれは、

成田治安法という悪法を発われわれは、日帝が土地収用

旗派は東峰団結会館を守りぬたものである。以来、われわれ戦



承してたたかいぬこう。だ。東峰死守戦の大勝利を継 く全力でたたかいぬく決意 たいし、起訴攻撃を粉砕す デッチあげ、不当逮捕攻撃に ちでさらにエスカレー われわれは、このようなかた それ自体が違

志の逮捕を強行した。この大 破棄罪」をデッチあげて三同 皇決戦ののろしとなったこと 東峰死守戦を責任をもって 弾圧がなにをねらった攻撃で に対して不当な大弾圧、「封印 政治警察は東峰決戦 天 法なのである。地の買収など、

を貫徹し、

不当逮捕された

五十三時間の死闘

東峰決戦の意義を断固と

の大爆発が九〇年三里塚―

側的カンバを当逮捕弾効川

日本反帝戦線東峰死守隊三

東峰要塞化-東峰

の獄中への檄と支援のカン絶対に必要です。獄外から

全国からの熱い支援が

発展させるため

デツチあげ許すな対印破棄罪による

士への弾圧激化をもって、

ことに心底恐怖し、

、獄中戦

なんとか東峰決戦の政治的

皇決戦がさらに大爆発する

九〇年三里塚二期決戦―天

同盟を最先頭として八九ー

います。日帝は、三里塚反対 中で不屈にたたかいぬいて 然とはねかえし、

極寒の獄

全国の同志、 必要です。

友人のみなさ

んがカンパを寄せられんこ

革命である。

-千葉県警-千葉地裁

化されることに対する子防反 闘争拠点がいままで以上に強 同盟現闘本部をはじめとする そしてまた、「用地内」の反対

長時間の取り調べや、

日帝

政治警察の転向強要を敢

り救援・裁判費用は莫大に チあげ不当逮捕の拡大によ

一円でも多く

働者・人民に強く訴えます。

を全国の同志、

たたかう労

死守戦闘を継続してた

士の救援・裁判闘争カンパ 里塚現闘・現地行動隊三戦 でデッチあげ逮捕された三

の起訴―裁判闘争におい獄中の全同志はこれから

最先頭でになった戦旗派の現

おうではありませんか。

へをもって、

ともにたたか

あるかは一目瞭然だ。

復のために「封印破棄罪」 死守戦の大爆発に対する報

不当逮捕された六戦士は

全国に発しています。デたかいぬく決意を獄外に、

デッ

する反革命である。

戦旗派を組織的に解体せんと 七体制」弾圧のもとに、 闘体制に打撃をあたえ、「五・

裁判を一年半以上も開始しな 団は「立ち退き申立て」 違法・不当なものである。 状変更禁止の仮処分」自体が 館に八八年にかけられた「現 実にしているが、東峰団結会 違反」をデッチあげ逮捕の口 は一体となって、「仮処分決定

の本

割売買などできない一坪共有

現金書留・郵便振替は

たたかいぬきましょう。 塚一天皇決戦に向じて ・

守隊の諸君、本当によくやって 三日間をたたかいぬいた死

な元気でがんばると言ってい部から東峰へ電話したんだ。み

わたしは二日目の朝現闘本市東東市氏

められた正体を見ることができその姿の中に敵・権力の追いつ

■反対同盟アピール

北原鉱治氏

いぬく。権力は、要塞を二日でたたかいにこたえ完黙でたたか

は手もつけられなかった。だかつぶすと豪語しながら、一日目 黙で弾圧をはねかえし逆に消耗 めにのみ不当逮捕したのだ。完 らわずかでも成果を確認するた

感をつのらせてやる。 封印破棄習志野

ともに

に完全勝利した。現闘本部そし東峰死守戦は死守隊を先頭 すべての団結小屋を、

は、運輸大臣の裁量によって私

そもそも成田新法なるもの

たとえ、鉄塔が撤去されても

ある。

勝利することを確信するもので をもっと押し広げてたたかえば る。そうであるならば、砦決戦

の皆さん、 緒戦で完全に粉砕した。この勝 県警本部長井上の「成田を来年 権力の不当弾圧であり、戦旗派 かいでたたかおう。 天皇決戦を、 非転向でたたかいぬく。すべて えの報復である。わたしは完黙 当弾圧は敗北を強制されたがゆ ものだ。権力のわれわれへの不 天皇決戦の突破口をきりひらく 利は今秋から来秋の、三里塚― までに掃除する」という挑戦を もにたたかいぬいたすべての皆 死守隊を先頭に死守戦をと 東峰決戦の爆発に恐怖した 封印破棄千葉東 東峰決戦は大勝利した。 開始された三里塚 今を数倍するたた 死守隊の

同盟とともに実力闘争で守りぬ

反対

国家権力を人民は絶対に許して

うことができるという人道上許 有財産、生活権のいっさいを奪

せない悪法である。このような

かいぬく

歴史的なたたかいを英雄的 萩原 進氏

ない野党は本当に人民の裏切者 対して異議のひとつも上げられ でもない法律だ。治安法発動に 思ひとつで撤去までできると

砦死守戦の爆発は治安法の

して、

非妥協・実力闘争でたた

の機動隊の暴力に対する報復と たたかいの思想は倒せない。

問題は成田新法だ。

大臣の意

鈴木幸司氏

わたしは死守戦の地平を

んばってもらいたい。

って勝利しました。九〇年三里

二十四年間のたたかいに学び、 結会館死守戦をたたかいぬきま 盟の皆さん、闘争での物心両面要塞化から四○日間、反対同 のご支援感謝しています。わた わたし自身がわれとわが身をも しはすでに戦闘宣言で明らかに このたたかいは反対同盟 千葉警備一〇一四 号 断固として東峰団 つぶしの攻撃である。

防衛し、

非転向でたたかいぬき

にたたかおう。

ます。獄内外をつらぬいてとも

間の国家権力の暴力による空港

地と勝利の地平をガッチリと守

ぬいて「用地内」農民として

たと思う。

このたたかいの勝利を全国

たたかうべきだという姿を示しあらゆる住民運動はこのように なんたるかをはっきりさせた。

このたたかいで築かれた高

て心よりの敬意を表する。 にたたかいぬいた砦戦士に対し

正義はわれにありだ。二十四年 てたたかいを挑んだのであり、 の諸君は、日本の未来に向かっ はいけない。だからこそ死守隊

する以外にわれわれの自由はな建設を全人民の名において粉砕

たたかいを実行するであろう。

今後ともわれわれは不変の

戦前戦中の左翼狩りと等しく、 戦旗派の現闘が逮捕されたが、 空港粉砕をたたかいぬきます。

たたかう者に網をかけ、法や憲

つくることだ。

郡司とめ氏

東峰団結会館は撤去されて

なのはさらに大きなたたかいを 応えることになると思う。 だ。それが死守隊のたたかいに ちだんの高揚をつくりだす決意 の人々に訴えて三里塚闘争の

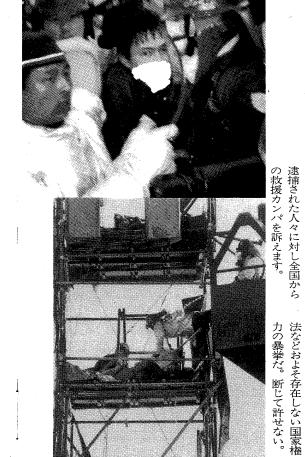
重要

したとおり、

死守戦士 を受けて、今後のたたかいをがたたかいぬいた東峰決戦の勝利 ありません。徹底抗戦で三日間 元気でやっています。ケガは 千葉警備一〇一三号

完黙非転向で東峰死守戦の死守戦士 千葉警備一〇一一号 地平をさらに発展させてたたか

■獄中アピー



なんとしても皆さんのかたきを とに確信を持って婦人行動隊は は撤去できないと思う。そのこ もたたかう反対同盟農民の意志

戦旗社 東京都上上三区綾瀬ブーシー1 で五六九七 七五六五

頒価五百円